

検 定 意 見 書

受理番号 107-91		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	12	1 - 3	紀元前9世紀ごろになると、…九州北部に渡来した人々が水稲耕作と金属器の進んだ技術をもたらし、 及び同ページ側注2	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (各技術のもたらされた時期に関する学説状況)	3-(3)	
			「中国と朝鮮半島はすでに鉄器時代であったが、日本列島には青銅器と鉄器がほぼ同時に伝わった。」			
2	47	29 - 33	8世紀に成立した令の注釈書によれば、大和国の…葛上郡・葛下郡・宇智郡の場合は5月と8・9月に田仮が与えられていた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「田仮」を取得できる期間)	3-(3)	
3	53	8 - 9	859(天安2)年	不正確である。 (西暦年)	3-(1)	
4	62	35 - 36 右	2024(令和6)年の能登半島地震(死者・不明者約300人)	「死者・不明者」数に、学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)	
5	75	囲み5	「上久世荘の領主の評定の記録」中、「法より処罰すべきか」	生徒にとって理解し難い表現である。 (史料文「法に任せて検断あるべきか」の現代語訳として理解し難い。)	3-(3)	
6	75	囲み6	上久世荘の荘民の訴え	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (出典資料の原文との関係)	3-(3)	
7	77	囲み4	「『朝鮮王朝実録』」の(c)中、「対馬の倭人、早田六郎次郎と藤九郎は、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「藤九郎」の根拠地)	3-(3)	
8	77	囲み4	「『朝鮮王朝実録』」の(c)中、「十月丙寅(へいえん)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	
9	77	囲み5	「中国で入手すべき唐物に関する記録」中、「第一用に立つ物。」	脱字である。 (「物。」)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 107-91		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	98	図9	「主な守護の配置と室町時代の戦乱」の凡例中、「足利氏一門」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「足利氏一門」の範囲)	3-(3)	
11	110	側注7	16世紀半ば、将軍足利義輝が、六角氏を管領代、武田氏を准管領、伊達氏・大友氏を奥州探題・九州探題にそれぞれ任じた。これは、それまで足利氏一門にのみ許された立場に、非一門の人	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (足利義輝が諸大名に与えた「立場」、及び「家格秩序」への影響について断定的に過ぎる。)	3-(3)	
			間がついたことを意味する。足利将軍家を頂点とする家格秩序を将軍みずから破壊したわけであり、			
12	111	囲み11	「分国法」の①中、「其の郷、其の村には、代官ばかりを置かるべく候事。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「代官ばかり」)	3-(3)	
13	119	右上写真	「『柿山伏』」のキャプション中、「『能面図式』」	不正確である。 (書名)	3-(1)	
14	137	写真4	『朝鮮通信使行列図』	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (資料名)	3-(3)	
15	145	側注3	根拠は不明確だが、分地制限令の初見は1673(延宝元)年であるとの説がある。	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ1～2行目「1673(延宝元)年には分地制限令を出し、百姓が相続の際に田畑を細分化することを制限した。」との関係)	3-(3)	
16	171	17 - 18	湯島の聖堂(のちの昌平坂学問所)に付属した林家の私塾	生徒にとって理解し難い表現である。 (「昌平坂学問所」と、「湯島の聖堂」及び「林家の私塾」との関係)	3-(3)	
17	197	囲み7	「皇太子のパレードを報じる新聞」中、「早くから要所要所の場所の取りあいが行われた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「場所の」)	3-(3)	
18	258	図1	第二次世界大戦中のヨーロッパ	生徒が誤解するおそれのある図である。 (スターリングラードの状況)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 107-92		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	23	資料3	左資料中、「傍線部訓読文」	生徒にとって理解し難い表現である。 (傍線部が訓読されていない。)	3-(3)	
2	84	右上囲み	資料①の裏書1	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「前備前守」)	3-(3)	
3	85	14 - 15	裏書には、沙汰人がこの絵図を注進したって書いてあります。これは、隣に署名した下司代・公文代かな	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「裏書1」と「裏書2」の署名の位置)	3-(3)	
4	90	側注2	北条時政は…頼家の妻子を殺害した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「妻」)	3-(3)	
5	91	14 - 15	東海・東山・北陸の三手に分かれて進撃し、わずか1か月余りで京都を占領した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (東国の武士が進撃して京都を占領するまでの日数)	3-(3)	
6	116	図3	「道南十二館」中、「志苔館(函館市)からは、計40万枚にも及ぶ中国古銭を入れた越前焼と珠洲焼(能登)の大甕3個が発見されている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (発見された場所)	3-(3)	
7	120	側注	「惣」中、「荘園の集まりを惣荘、郡の集まりを郡中惣、…といった。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「惣荘」「郡中惣」の性質)	3-(3)	
8	136	3	絵図にはどんなことが書かれているかな?	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ1~2行目「資料①・②の絵巻は、…描いたものだよ」に照らして理解し難い。)	3-(3)	
9	144	15 - 17	美濃の斎藤氏を追い出して岐阜を本拠とした。13代将軍足利義輝が殺害され、その弟である義昭から要請を受けた信長は、1568年、義昭を奉じて上洛し、	生徒にとって理解し難い表現である。 (時系列)	3-(3)	
10	150	写真2 キャプション	蔚山の東にある西生浦倭城。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (蔚山と西生浦倭城の位置関係)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 107-92		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	184	側注2	五街道や脇街道は幕府の直轄下におかれ、道中奉行が支配をおこなった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (道中奉行が支配する対象)	3-(3)	
12	231	資料7	「1975年の内閣府『男女平等に関する世論調査』」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (366ページ表1「省庁再編」に照らして誤解のおそれがある。)	3-(3)	
13	233	図3	図中、「足羽」	不正確である。 (1871年11月時点の県名)	3-(1)	
14	237	図4	明治初期の官営事業と鉄道	生徒にとって理解し難い図である。 (同ページ19～20行目「1874年には大阪－神戸間に官営鉄道が敷設され」に照らして理解し難い。)	3-(3)	
15	259	グラフ3	「日清戦争賠償金の使いみち」中、「賠償金・利子総額3.65億円」	生徒にとって理解し難いグラフである。 (259ページ8行目「賠償金2億両(約3億円)」との関係)	3-(3)	
16	328	資料3	「渡日朝鮮人による土地調査事業の周知状況」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (「12～14歳」の周知状況)	3-(3)	
17	338	グラフ2	労働組合組織・労働争議の推移(厚生労働省「労働組合基礎調査」「労働争議基礎調査」)	誤記である。 (「労働争議基礎調査」)	3-(2)	
18	355	16	1963(昭和28)年	不正確である。 (元号の年次)	3-(1)	
19	358	図1	「田中角栄『日本列島改造論』で示された全国の新幹線・鉄道網の理想図」	不正確である。 (縮尺)	3-(1)	
20	369	4 - 5	第2次安倍内閣から任期途中でかわった菅義偉内閣	生徒にとって理解し難い表現である。 (裏返し「歴代の総理大臣」中、「安倍晋三②③④」に照らして「第2次安倍内閣」が理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 107-93		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	35	史料7	「墾田永年私財法」中、「（『続日本史』現代語訳）」	誤記である。 （『続日本史』）	3-(2)	
2	35	写真8	「百万塔陀羅尼」のキャプション中、「発願してつくらせた木造の小塔」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「百万塔陀羅尼」と「木造の小塔」との関係）	3-(3)	
3	48 - 49	図	13世紀ごろの世界	生徒にとって理解し難い図である。 （「13世紀ごろ」）	3-(3)	
4	69	10 - 12	北条時頼は宋から蘭溪道隆をまねき建長寺を、…創建した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （北条時頼が蘭溪道隆をまねいた経緯）	3-(3)	
5	79	7 - 20	「琉球王国と北方の交易」全体	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 （(2)カ「琉球の文化の形成についても扱うこと。」）	2-(1)	
6	82 - 83		「たたかうつながる くらしを守るために 中世」全体	「村同士の争い」を考察するにあたり、学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)	
7	95	写真3	松前藩主へのウイマム（蝦夷国風図絵），函館市立中央図書館蔵）	不正確である。 （所蔵館名）	3-(1)	
8	96	表	「日本」中、「1592 文禄・慶長の役，壬辰戦争（～98）」 （105ページ9行目「壬辰戦争」，233ページ年表「1592…壬辰戦争」も同様。）	生徒にとって理解し難い表現である。 （「壬辰戦争」は説明不足で理解し難い。）	3-(3)	
9	121	写真9	天球儀（レプリカ，国立科学博物館蔵）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「レプリカ」と「重文」マークとの関係）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 107-93		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	122	写真2	改正された規定への江戸の各書物押印 （『江戸三組仲間改正取締連印帳』， 早稲田大学図書館蔵）	不正確である。 （資料名）	3-(1)	
11	133	写真6	葛飾北斎『富嶽三十六景・神奈川冲浪裏』 （東京国立博文館蔵）	誤記である。 （所蔵館名）	3-(2)	
12	143	図	20世紀なかばの世界	生徒にとって理解し難い図である。 （「沖繩○」と，国境未画定地域の塗色）	3-(3)	
13	144	上右囲み	1872年 品川～横浜間（約30km） 鉄道で約35分，時速約40km	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （1872年当時の品川と横浜駅間の距離，鉄道での所要時間，時速）	3-(3)	
14	144	下右囲み	1964年 東海道新幹線 平均時速約163km	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （1964年当時の平均時速）	3-(3)	
15	145	上左囲み	1900年当時は東京からロンドンまで船便で3か月以上かかった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「1900年当時」の船便所要日数）	3-(3)	
16	145	上右囲み	1900年以降は海底ケーブル網を開設し，世界各国と国際電話も可能になった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国際電話開通の経緯）	3-(3)	
17	145	写真9	デスクトップPC	特定の商品の宣伝になるおそれがある。 （ブランド名）	2-(7)	
18	168	図2	列強による中国分割	生徒が誤解するおそれのある図である。 （上海からのびる「日本の鉄道」）	3-(3)	
19	169	写真5	「日本人の中国観の変化」（「滑稽倭日史記」，国際日本文化研究センター蔵）のキャプション中，「そらこそ突（つい）てぞ奉天府」	不正確である。 （資料の読み下し）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 107-93		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	183	13 - 15	『青鞥』は、平塚と与謝野晶子らによる母性保護論争…をめぐって議論を展開し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『青鞥』の刊行期間と論争の時期)	3-(3)	
21	196	左中囲み	「Topic 戦争をどのように名付けるか」中、「太平洋戦争」とよばれてきたこの戦争は、近年、…「アジア太平洋戦争」の名称が使われるようになった。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (戦争の「名称」の使用状況)	3-(3)	
22	224	写真3	「帰還困難区域」のキャプション中、「2024年3月現在、約26,000人が福島県外に避難している。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「約26,000人」)	3-(3)	
23	230	図3	「第二次世界大戦後の地域紛争」中、「アフガニスタン戦争(2001年)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (名称)	3-(3)	
24	232	表	「世界」中、「22 イスラーム元年」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「イスラーム元年」)	3-(3)	
25	235	表	「朝鮮」中、「大韓民国臨時政府」	生徒にとって理解し難い表現である。 (185ページ2行目に「海外の大韓民国臨時政府」とある。)	3-(3)	
26	235	表	「朝鮮」中、「アメリカ占領管理」「ソヴィエト占領管理」	生徒にとって理解し難い表現である。 (206ページ3～5行目に「1948(昭和23)年に李承晩を大統領とする大韓民国(韓国)と金日成を首相とする朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が成立した。」とある。)	3-(3)	
27	235	表	「政治・経済・社会」中、「1945…女性参政権行使。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (203ページ18～20行目に「1946年4月、…このとき、女性が参政権をはじめて行使し、」とある。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 107-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	巻頭1	写真3	「出土した大量の宋銭」のキャプション中、「室町時代の日本では、…中国の宋銭が輸入されて流通した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (室町時代の日本が主に輸入した銭貨)	3-(3)	
2	巻頭3	写真	「長崎くんちの龍踊(りゅうおど)り…龍踊(りゅうおど)りは、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	
3	5	上囲み	「深める」中、「バサラ大名佐々木道誉」「日本人移民～広島県を例にして」	表記が不統一である。 (127ページ6行目及び囲みでは「佐々木導誉」。297ページでは「日本人移民～広島県を例に」)	3-(4)	
4	10	写真2	「深鉢形土器」中、「(東京総合研究博物館蔵)」	不正確である。 (所蔵者名)	3-(1)	
5	11	側注3	「縄文時代」中、「大平山元遺跡(おおひらやまもといせき)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	
6	12	写真1	三内丸山遺跡	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (写真中の集落の状況について誤解する。)	3-(3)	
7	12	写真2	竪穴住居(建物)	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (復元であることがわからない。)	3-(3)	
8	14	写真1	菜畑遺跡	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (模型であることがわからない。)	3-(3)	
9	14	側注1	紀元前10～前8世紀にすでに始まっていたという分析結果が得られている。 (20ページ2～3行目「紀元前9世紀前後に朝鮮半島南部から九州北部に伝わった水田稲作は、」、20ページ図1中「前9」、21ページ表4の「九州北部」中の水田稲作開始期の塗色も同様。)	生徒にとって理解し難い表現である。 (14ページ7～8行目「紀元前8世紀ごろには朝鮮半島から九州北部に水田での稲作が伝わった。」に照らして、理解し難い。)	3-(3)	
			った水田稲作は、」、20ページ図1中「前9」、21ページ表4の「九州北部」中の水田稲作開始期の塗色も同様。)			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 107-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	15	写真5	「銅鐸にみる弥生人の日常」のキャプション中、「また、別の銅鐸には、それぞれに武器を持って争う場面（右）なども表現されている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「それぞれに武器を持って争う場面（右）」）	3-(3)	
11	16	写真1	吉野ヶ里遺跡	生徒が誤解するおそれのある写真である。 （写真中の集落の状況について誤解する。）	3-(3)	
12	16	写真4	甕棺ロード	生徒が誤解するおそれのある写真である。 （復元であることがわからない。）	3-(3)	
13	18 - 19	24 - 1	諸国が共同して邪馬台国の卑弥呼を女王に立てることで争乱を治め、30余りの国からなる連合が生まれたという。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「30余り」）	3-(3)	
14	19	右上囲み	「邪馬台国はどこか」中、「九州説では吉野ヶ里遺跡が邪馬台国に比定されている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （九州説における邪馬台国の比定地の状況）	3-(3)	
15	22	表4	「出土した銅鏡の種類」のキャプション中、「三角縁神獣鏡は造技術や模様は中国の華北地域に由来するが、」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「造技術」）	3-(3)	
16	22	表6	「中国と倭との関係」のキャプション中、「帯方郡を含めた四郡は魏が支配下に置いた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （魏が支配下に置いた郡）	3-(3)	
17	23	2 - 4	史料からは、「景初三年」に…様子が記されている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （同ページ右上史料「魏志」倭人伝にみる交渉の記録」中、「景初二年」に照らして、誤解する。）	3-(3)	
18	23	3	卑弥呼が魏に使い送った	脱字である。 （「使い送った」）	3-(2)	
19	23	右上史料	「魏志」倭人伝にみる交渉の記録」中、「…今汝を以て…知らしむべし。…」	生徒にとって理解し難い表現である。 （閉じかぎ括弧）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 107-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	23	右上史料	「『魏志』倭人伝にみる交渉の記録」中、「詔恩（けいおん）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	
21	23	右中史料	「『晋書』にみる交渉の記録」中、「⑥泰始初：晋の泰始元（二六六）年」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「泰始元（二六六）年」)	3-(3)	
22	24	図4	「藤原道長の1か月の行動」中、「2日自宅に中宮彰子・皇太子を招待する」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (2日の出来事の内容)	3-(3)	
23	25	右上史料	「『御堂関白記』藤原道長の日記」中、「初め、(欠字)に献じた。…「(欠字)にはございません」と。」 (同ページ中上史料「『小右記』藤原	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「(欠字)」)	3-(3)	
			実資の日記」中、「(安倍)晴明朝臣が(欠字)のため」も同様。)			
24	25	右上史料	「『御堂関白記』藤原道長の日記」中、「[(安倍)晴明を召して、…そこで二十]」	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (日記の著者が削除した記事を含む史料の読み取り)	2-(14)	
25	26	20	晋(西晋)(256～316)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (建国年)	3-(3)	
26	29	10 - 11	『記紀』には、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (書名であるかのように誤解する。)	3-(3)	
27	30	13	鞞(とも)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	
28	32	図2	「天皇家と蘇我氏の関係系図」中、「堅塩媛(かたしひめ)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 107-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
29	34	上囲み	「王族中心に花開いた最初の仏教文化」中、「蘇我氏を中心とした王族が、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「蘇我氏」と「王族」との関係)	3-(3)	
30	34	写真3	「法隆寺」のキャプション中、「金堂は世界最古の木造建築。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (金堂のみが世界最古の木造建築だと誤解する。)	3-(3)	
31	34	写真4	飛鳥寺の塔の礎石	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (復元であることがわからない。)	3-(3)	
32	36	史料	「『旧唐書』倭国伝・日本伝」の現代語訳	生徒にとって理解し難い表現である。 (史料本文に照らして、理解し難い。)	3-(3)	
33	36	史料	「『旧唐書』倭国伝・日本伝」のキャプション中、「日本側が自ら国号を「倭」から「日本」へ変更したことが、唐代の記録に残されている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (倭と日本の国号に関する唐代の記録の内容)	3-(3)	
34	38	囲み	「百済・高句麗からの遺臣」中、「高麗(こうらい)郡」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	
35	40	側注1	国府がある場所のこと…を国衙という。 (61ページ側注8「国府がある場所のこと…を指す」も同様。)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国衙の意味)	3-(3)	
36	43	16	大津皇子(663~680)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (没年)	3-(3)	
37	43	18	柿本人麻呂(?~724)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (没年)	3-(3)	
38	45	23 右	栄叡(えいよ)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 107-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
39	46	図2	「天皇家と藤原氏の関係図」中、天皇名に付された皇位継承の順を示す数字 (60ページ図1「摂関家の系図」、74ページ図2「天皇家系図」、78ページ図2	生徒にとって理解し難い表現である。 (数字の根拠)	3-(3)	
			「源氏系図」、79ページ図5「平氏系図」、111ページ図2「天皇家系図」も同様。)			
40	49	9	鑑真 (688～736)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (没年)	3-(3)	
41	52	写真 2、3	「百万塔と百万塔陀羅尼」のキャプション中、「弘福寺(こうふくじ)」「崇福寺(そうふくじ)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	
42	55	10	健児(けんでい)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	
43	56	24	清原夏野(782～832)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (没年)	3-(3)	
44	56	囲み	「天皇の「家」と家人」中、「彼らは、律令による正式な官職が無い限り律令制には組み込まれていなかった。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (天皇の家人と律令制との関係)	3-(3)	
45	56	側注1	30巻のうち15巻が現存している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (類聚三代格の巻数と現存巻数)	3-(3)	
46	59	12	866(貞観6)年の応天門の変	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「貞観6」)	3-(3)	
47	61	12 - 13	受領とは、新任の国司が前任者から政務を引き継ぐことを指す。それが官職名となり、任国に赴いた国司のうち最上位の者を指すようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「それが官職名となり」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 107-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
48	61	史料	「尾張国郡司百姓等解」中、「散位（さんみ）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（ルビ）	3-(3)	
49	61	史料	「尾張国郡司百姓等解」中、「⑧牧宰：よい政治」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「牧宰」の意味）	3-(3)	
50	62	図2	「武士団の形成と反乱」中、「藤原純友の乱（主な戦場）」のマークの位置、「武田」	生徒が誤解するおそれのある図である。（藤原純友の乱の主な戦場の位置と武田氏の所在）	3-(3)	
51	62	側注3	平将門と藤原純友が起こした二つの乱の元号をとり、承平・天慶の乱ともよぶ。	生徒にとって理解し難い表現である。（同ページ16～17行目「平将門は…939（天慶2）年に下総で反乱を起こした。」に照らして、理解し難い。）	3-(3)	
52	63	12 - 14	中国では、…五代十国時代に突入し、それを960年に、宋（北宋）が統一した。	生徒にとって理解し難い表現である。（379ページ年表「世界」中、「79 宋、中国を統一」に照らして、理解し難い。）	3-(3)	
53	63	側注7	60歳で宋に渡り天台山・五台山を巡礼し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。（成尋が宋に渡った際の年齢）	3-(3)	
54	66	図1	女房文学関係図	生徒にとって理解し難い図である。（「和泉式部」から「為尊親王」「敦道親王」へ伸びる破線）	3-(3)	
55	66	図1	「女房文学関係図」中、「道長」	生徒にとって理解し難い図である。（凡例に照らして、道長の塗色について理解し難い。）	3-(3)	
56	68	史料	「北宋の知識人からみた日本の書」	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	
57	72	図1	「14世紀ごろの東アジア」中、「廻船式目」に記された三津七湊	生徒にとって理解し難い図である。（凡例にある「三津」「七湊」のマークがない。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 107-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
58	73	上囲み	「時代の特色を考えてみよう」中、「時代像イラストを見比べて、大きく変化したことや…を挙げてみよう。」図2「鎌倉時代の人々の様子」図3「室町時代の人々の様子」	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (「時代像イラストを見比べて、大きく変化したこと…を挙げてみよう」という学習活動に対し、条件の異なるイラストを提示している。)	2-(14)	
			(139ページ「時代の特色を考えてみよう」中、「時代像イラストを見比べて、大きく変化したことや…を挙げてみよう。」図2「安土桃山時代の人々の様子」図3「江戸時代の人々の様子」も同様。)			
59	74 - 75	21 - 1	院の家政機関である院庁で行われる会議(議定)が政治を決定する場となり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (院政における院庁の機能)	3-(3)	
60	75	図4	「11世紀後半ごろの荘園(上)と領城型荘園(下)」中、上図の凡例	誤記である。 (「国衛領」)	3-(2)	
61	76	15 - 16	国衛では、国司に代わって現地に赴いた目代が、郡司の権限を吸収して行政機構の再編を進め、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (郡司の権限と国衛の行政機構の再編との関係)	3-(3)	
62	77	6	上皇は顕密仏教を厚く信仰し、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「顕密仏教」について説明不足で理解し難い。)	3-(3)	
63	78	14 - 16	1051(永承6)年、源頼信の子の源頼義が陸奥守・鎮守府将軍として陸奥に赴任した後に、陸奥の豪族の安倍頼時とその子の安倍貞任が反乱を起こした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)	
64	81	10	金(1115~1254)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (滅亡した年)	3-(3)	
65	81	10	南宋(1127~1276) (同ページ図4「南宋1127~1276」、106ページ図1「南宋(1127~1276)」も同様。)	生徒にとって理解し難い表現である。 (380ページ年表「世界」中、「79元、南宋を滅ぼす」に照らして、理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 107-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
66	82	18 - 20	後白河法皇の宝蔵には、…や『伴大納言絵巻』、『信貴山縁起絵巻』など都市や地方社会の生活をいきいきと描いた絵巻物が納められた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (後白河法皇の宝蔵に納められた絵巻物と『伴大納言絵巻』『信貴山縁起絵巻』との関係)	3-(3)	
67	83	写真3	「『信貴山縁起絵巻』」のキャプション中、「この場面では、命運が法力によって鉢を飛ばして、山上の寺へ米俵を送っている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「米俵」)	3-(3)	
68	85	図4	奥州藤原氏の交易ルート	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「平泉」と「大磯」の間の交易ルート)	3-(3)	
69	85	図4	「奥州藤原氏の交易ルート」中、「白磁四耳壺(えさし郷土館蔵)」「渥美壺(えさし郷土館蔵)」	不正確である。 (所蔵者名)	3-(1)	
70	87	右史料	伊香立荘民らによる訴状	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「現代語訳」)	3-(3)	
71	91	4	以仁王に味方した東大寺大仏殿などを焼打ちにした。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「以仁王に味方した東大寺大仏殿」)	3-(3)	
72	93	図6	幕府と朝廷の二元的な支配	生徒にとって理解し難い図である。 (「朝廷」から「荘園」「国衙領(公領)」へのびる青線に付された「任命」)	3-(3)	
73	94	囲み	「中世の「家」の形成」中、「右の史料では、撰閑家の藤原(九条)兼実が、嫡子を他の兄弟より優先されるべき存在と認識している。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「右の史料」の内容と藤原(九条)兼実の認識との関係)	3-(3)	
74	94	史料	「「家」と嫡子についての史料」中、「②従上：ここでは、朝廷の官位である従五位上のこと」「⑧正下：ここでは、朝廷の官位である正五位下のこと」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「官位」)	3-(3)	
			(95ページ右史料「北条政子の訴え」中、「①二品：官位の二位の異称」も同様。)			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 107-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
75	97	14 - 15	1246(寛元4)年、5代執権となった得宗の北条時頼は、名越氏の勢力を幕府から一掃し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「一掃」)	3-(3)	
76	105	6 - 7	鎌倉中期には、鎌倉の円覚寺舍利殿など、宋の禅宗寺院の様式(禅宗様)も取り入れられた。	生徒にとって理解し難い表現である。 (100ページ写真4「円覚寺舍利殿」のキャプション中、「現在の建物は、15世紀の移築とされる。」との関係について、理解し難い。)	3-(3)	
77	105	写真3	「東大寺南大門(奈良市)」のキャプション中、「重源が宋から招いた陳和卿」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (重源が陳和卿を招いた経緯)	3-(3)	
78	107	側注2	元寇…また元軍撤退の理由は、かつては暴風雨とされていたが、現在は疑問視されている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (同ページ16行目「2度の戦いをモンゴル襲来(蒙古襲来・元寇)とよぶ。」とあり、2度とも疑問視されているかのように誤解する。)	3-(3)	
79	107	写真5	石築地(防塁)(福岡市) 文永の役後に幕府によって築造が命じられた。	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (復元であることがわからない。)	3-(3)	
80	108	図1	モンゴル帝国の最大領域	生徒が誤解するおそれのある図である。 (チンギス=ハンの遠征路、及び海南島の状況)	3-(3)	
81	109	図1	鎌倉時代末期の守護の配置	生徒が誤解するおそれのある図である。 (小豆島の塗色)	3-(3)	
82	109	囲み	「草戸千軒」中、「草戸千軒(広島県福山市)は、芦田川の中州に中世に存在した港町である。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中世における草戸千軒の立地)	3-(3)	
83	110	22 - 23	13世紀後半、安藤氏の対立から「蝦夷蜂起」とよばれる戦いが起こった。	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ側注1「14世紀初頭、津軽地方のアイヌ民族が蜂起した。これに十三湊の御内人安藤氏内部の対立も絡み騒乱となった。」に照らして、理解し難い。)	3-(3)	
84	110	史料	「二毛作の存在を示す史料」中、「宜しく公民の依怙たるべし。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「公民」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 107-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
85	112	8 - 9	こうして建武の新政は2年半で終焉を迎えた。 (73ページ年表「日本の主な出来事」中、「34～35 建武の新政」, 111ページ21～22行目「後醍醐天皇は光厳天皇の即位を取り消し、…みづから政治を行った(建武の新政)。」も同様。)	生徒にとって理解し難い表現である。 (建武の新政の持続期間)	3-(3)	
86	112	12 - 14	後醍醐天皇は、建武の新政時に…九州に征西将軍府を設置し、…懐良親王などみづからの子息を各地に派遣していた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (懐良親王が九州に派遣された時期)	3-(3)	
87	113	図3	「守護の権限の拡大」中、「1185～大犯三カ条」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1185年に大犯三カ条が定まったかのように誤解する。)	3-(3)	
88	114	図2	室町幕府のしくみ	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「鎌倉府」と「鎌倉公方」との関係)	3-(3)	
89	114	写真3	「足利義満像」中、「国宝」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国宝であるかのように誤解する。)	3-(3)	
90	115	14 - 15	関東では、1439(永享11)年に京都の情勢や南朝の残党の動きとも連動し、永享の乱が勃発した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (114ページ図1「守護の配置と室町中期の戦乱」中、「永享の乱(1438)」に照らして、誤解する。)	3-(3)	
91	120	史料	幕府が大山崎油座に出した書状	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「書状」)	3-(3)	
92	120	史料	「幕府が大山崎油座に出した書状」中、「仰せ下さる所なり。」	脱字である。 (「下さる所」)	3-(2)	
93	125	図5	「広がる戦乱と国一揆・一向一揆の分布」中、「享徳の乱(1454～78…)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ13～14行目「関東では、応仁の乱の前に鎌倉公方足利成氏が関東管領上杉憲忠を殺害した(享徳の乱)」, 132ページ17～18行目「関東では、享徳の乱の後、鎌倉公方が古河公方…と堀越公方…に	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 107-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
				分かれ、」との関係について、理解し難い。)		
94	132	19 - 20	幕府奉行人の一族である伊勢盛時（宗瑞、北条早雲とも）は、	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「奉行人」）	3-(3)	
95	133	図3	「各地の主な戦国大名と分国（1560～72）」中、「島津貴久（1513～71）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（生年）	3-(3)	
96	135	史料	今川義元朱印状	生徒が誤解するおそれのある表現である。（読み下し）	3-(3)	
97	139	表	「東アジア・世界との交流」中、「23 慶長遣欧使節派遣」 (381ページ年表「文化」中、「23 慶長遣欧使節派遣」も同様。)	生徒が誤解するおそれのある表現である。（慶長遣欧使節が派遣された年）	3-(3)	
98	142	図1	「16世紀の銀の動き」中、「ローマ教皇の裁定で定められたポルトガル・スペインの支配領域の境界」	生徒にとって理解し難い表現である。（同ページ右7～8行目「両国はローマ教皇の裁定で、世界を二分して進出地域を定めており」に照らして、理解し難い。）	3-(3)	
99	144	23 - 25	1585年には、秀吉は…豊臣の姓を与えられて豊臣秀吉となった。さらに翌86年、秀吉は太政大臣を兼ねて朝廷の最上位となった。	相互に矛盾している。（381ページ年表「政治・経済・社会」中、「86…秀吉、太政大臣となり、豊臣姓に」と矛盾する。）	3-(1)	
100	144	図1	織田信長の勢力範囲	生徒にとって理解し難い表現である。（塗色と番号）	3-(3)	
101	144	表2	「豊臣秀吉関連年表」中、「1582…賤ヶ岳の戦い」「1583…小牧・長久手の戦い」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（戦いの年）	3-(3)	
102	148	中上史料	「武家諸法度（元和令）」のキャプション中、「1615年、「元和」への改元後に出された。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「改元後」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 107-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
103	148	右上史料	毛利家への「一国一城令」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「御分国中の居城をば残し置かれ」「破却これあるべし」)	3-(3)	
104	149	22	潜伏する者も多い	生徒にとって理解し難い表現である。 (「多い」)	3-(3)	
105	153	22	経典(きょうてん)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	
106	154	写真2	「『築城図屏風』」のキャプション中、「17世紀末から18世紀初頭の作である。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『築城図屏風』の制作時期)	3-(3)	
107	155	右下史料	江戸城築城の福井藩の記録(一六二九年)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「(一六二九年)」)	3-(3)	
108	161	図4	「江戸幕府のしくみ」中、「大阪城代」	表記が不統一である。 (同ページ21行では「大坂城代」)	3-(4)	
109	167	囲み	「明清交替と日本」中、「1644年に清王朝をおこした。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (381ページ年表「世界」中、「36 後金、清に国号改称」「44 明滅亡」に照らして、理解し難い。)	3-(3)	
110	168	写真1	「朝鮮通信使」のキャプション中、「朝鮮使節は、第3回までは回答兼刷還使、第4回からが朝鮮通信使とよばれ、全18回来日した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「全18回」)	3-(3)	
111	169	史料	「おもろさうし」の現代語訳	生徒にとって理解し難い表現である。 (史料本文に照らして、理解し難い。)	3-(3)	
112	172	23	1673(寛文12)年の分地制限令	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「寛文12」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 107-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
113	172	史料	一六四三年に村々へ出された禁令	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (史料原文との関係)	3-(3)	
114	174	上囲み	「江戸時代の身分は定まったものだったのか」中、「勝海舟…の勝家や坂本龍馬…の坂本家も、養子縁組で武家となった家であった。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (勝家や坂本家の来歴)	3-(3)	
115	176	15 - 16	綱吉に側用人として重用された柳沢吉保は老中にまでなった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「老中」)	3-(3)	
116	176	右史料	「生類憐みの令」中、「相聞(き)え候」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	
117	177	14	徳川家宣(1662～1713)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (没年)	3-(3)	
118	190	史料	「十九世紀初頭の村の様子」中、「又悪田をも取失ひし族は」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「又悪田」)	3-(3)	
119	191	写真5	「南鐮二朱銀」のキャプション中、「大きさを換えながら幕末まで鑄造された。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (鑄造状況)	3-(3)	
120	194	史料	「旧里帰農令(一七九〇年)」のキャプション中、「江戸で奉公稼ぎをしているものに、奉公期間が終わったら帰村するように促している。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (旧里帰農令の内容)	3-(3)	
121	195	史料	寛政の改革を批判した川柳	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「川柳」)	3-(3)	
122	197	囲み	「漂流民が見つないだ日本とロシア」中、「伊勢の大黒屋光太夫は、1782年にアリューシャン列島に漂着し、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (漂着した年)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 107-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
123	209	中囲み	「STEP2」中、右囲み「考えが同じであるこ」	脱字である。	3-(2)	
124	212	史料	「ペリーが持参した米大統領フィルモアの国書(1853年)」中、「ほかの宗教的あるいは政治的問題に干渉することをすべて禁じている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ほかの宗教的」)	3-(3)	
125	213	史料	「日米和親条約」中、「『幕末外交関係文書』」 (214ページ史料「日米修好通商条約」中、「『幕末外交関係文書』」も同	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (書名)	3-(3)	
			様。)			
126	214	8 - 9	阿部は、水戸藩主徳川斉昭を海防参与に任じて、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「藩主」であったかのように誤解する。)	3-(3)	
127	220	左史料	王政復古の大号令(一八六七年)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (史料原文との関係)	3-(3)	
128	222	図1	「1871年11月の府県」中、「足羽」	不正確である。 (1871年11月時点の県名)	3-(1)	
129	228	写真3	「『西洋道中膝栗毛』の挿絵」中、「東京大学法学部附属明治新聞雑誌文庫蔵」 (230ページ写真2「農民による地租改	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在の所属)	3-(3)	
			正反対一揆の様子」中、「東京大学法学部附属明治新聞雑誌文庫蔵」も同様。)			
130	234	史料	「当時の世間を表わす一八七三年の歌」中、「②岡蒸気」	誤記である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 107-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
131	235	側注1	日本でも1873年から太陽暦に変わり、1872年12月2日が1873年1月1日になった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (太陰太陽暦から太陽暦に変わった日付)	3-(3)	
132	247	史料	「伊藤博文がヨーロッパ滞在中に記した文章」中、「政府ノ組織及ヒ立法組織ノ三箇ニシテ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「立法組織」)	3-(3)	
133	248	史料	「保安条例」中、「出入寄宿又住居ヲ禁スルコトヲ得。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「出入寄宿又住居ヲ」)	3-(3)	
134	249	図3	「大日本帝国憲法下での国家機構」中、「参謀本部(陸軍)」「海軍軍令部(海軍)」	生徒にとって理解し難い図である。 (塗色)	3-(3)	
135	255	図4	「ロシアの対外政策」中、凡例	生徒にとって理解し難い図である。 (「…ロシアの影」)	3-(3)	
136	257	図5	「中国分割」中、「膠州湾」の文字色	生徒にとって理解し難い図である。 (図の凡例「赤字 列強の租借地」に照らして、理解し難い。)	3-(3)	
137	257	図5	「中国分割」中、「義和団の反乱地域(1901~02)」	生徒にとって理解し難い図である。 (266ページ5~8行目「義和団が列強への反発から「扶清滅洋」を唱えて蜂起し、…1900(明治33)年には北京の各国公使館を包囲し、」に照らして、理解し難い。)	3-(3)	
138	260	史料	「燐寸工場について」中、「蓋し日本の各工業の中、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「各工業」)	3-(3)	
139	260	写真1	赤松麟作『夜汽車』(1898年)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (制作年)	3-(3)	
140	261	表4	「主な払い下げ工場・鉱山」中、「深川セメント製造所…古河」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (払い下げ先)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 107-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
141	270	17 - 18	日英同盟は1911年に再度改定され（第3次日英同盟協約締結）、対象とする地理的範囲がインドまで拡大された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（改定内容）	3-(3)	
142	270	史料	インドの独立運動家ネルーが記した日本の近代化	生徒が誤解するおそれのある表現である。（出典資料の原文との関係）	3-(3)	
143	272	側注3	日露戦争後、日本海軍は将来の対米戦争などに備えるため、戦艦8隻・巡洋艦8隻からなる艦隊の整備計画を立てたが、	生徒にとって理解し難い表現である。（293ページ表3「第一次世界大戦後に結ばれた主な国際条約」中、「ワシントン海軍軍縮条約」の「（巡洋戦艦）」に照らして、理解し難い。）	3-(3)	
144	274	写真2	「荻原守衛『女』」のキャプション中、「本作品は…1967年に明治以降の彫刻として初めて重要文化財に指定された。…〈礪山美術館蔵 像高98.0cm〉」と重文マーク	生徒が誤解するおそれのある表現である。（荻原守衛の作品『女』の重要文化財指定対象）	3-(3)	
145	277	表5	「義務教育の歩み」中、「1903 小学校で国定教科書の使用を開始」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（同ページ18行目「03年には義務教育用の国定教科書が定められた。」に照らして、誤解する。）	3-(3)	
146	279	図3	第一次世界大戦時の日本の動き	生徒にとって理解し難い図である。（日本海を北上する矢印と凡例中「青島攻撃の第2艦隊」の関係）	3-(3)	
147	280	図1	「シベリア出兵」のキャプション中、「戦費は7億4000万円に上った。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（シベリア出兵の戦費）	3-(3)	
148	281	表7	電力への転換	生徒が誤解するおそれのある表現である。（単位と出典）	3-(3)	
149	282	写真1	「大正時代に評判となった女性の見立て番付」のキャプション中、「『古今大番附：七十余類』」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「古今大番附」）	3-(3)	
150	286	19	憲政会（および後進の立憲民政党）	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「後進」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 107-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
151	291	7 - 9	1926年には日本初の本格的オーケストラである新交響楽団（NHK交響楽団の前身）が結成され、中心人物の山田耕筰が作曲や演奏で活躍した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （新交響楽団の結成と山田耕筰との関係）	3-(3)	
152	291	21 - 22	柳田国男は農山や漁村でのフィールドワークに基づいて、	生徒にとって理解し難い表現である。 （「農山や漁村」）	3-(3)	
153	296	13 - 15	同30年には、海軍の補助艦艇（巡洋艦、駆逐艦、空母など）の制限を定めたロンドン海軍軍縮条約に調印した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「空母」）	3-(3)	
154	297	13 - 15 左	1885（明治18）年日布渡航条約が結ばれ、日本政府主導により3年契約でハワイに労働者を送り出す「官約移民」が始まった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （官約移民の開始や日布渡航条約締結の経緯）	3-(3)	
155	303	13 - 14	1936年2月の西安事件を機に、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「2月」）	3-(3)	
156	308	図2	第二次世界大戦中のヨーロッパ	生徒が誤解するおそれのある図である。 （スターリングラードの状況）	3-(3)	
157	310	15 - 16	日本は…兵力を集め、特殊演習（関特演）を実施してソ連侵攻の構えを見せた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「特殊演習」）	3-(3)	
158	316	19 - 20	ソ連が…翌9日には満洲・朝鮮・樺太・千島列島に侵入を開始した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ソ連が朝鮮・樺太・千島列島に侵入を開始した日）	3-(3)	
159	324	15 - 24	教育制度改革（全体）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （時系列）	3-(3)	
160	345	囲み	「沖縄基地問題」中、「翌96年に日米両政府が普天間飛行場の返還に合意したが、名護市辺野古への移設が条件とされた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （経緯）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 107-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
161	354	グラフ 1	日本とアメリカの貿易額の推移	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (「日本からアメリカへの輸出」の折れ線)	3-(3)	
162	355	グラフ 7	「円ドル為替相場の推移」中、「『日本の100年』」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (書名)	3-(3)	
163	378	表	「文化」中、「471 ◎稲荷山古墳出土鉄」	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
164	378	表	「世界」中、「562 加耶、新羅を滅ぼす」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (加耶と新羅をめぐる562年の情勢)	3-(3)	
165	379	表	「35 承平5 …平将門、平国香を殺害(平将門の乱の始まり)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (62ページ16～17行目「平将門は、…939(天慶2)年に下総で反乱を起こした。」に照らして、理解し難い。)	3-(3)	
166	379	表	「17 寛仁1…藤原頼道、摂政となる」	誤記である。 (「頼道」)	3-(2)	
167	384	表	「39 昭和14…日米通商航海条約破棄通告」	生徒にとって理解し難い表現である。 (308ページ10～11行目「1939年7月に日米通商航海条約の廃棄を通告した…」との関係)	3-(3)	
168	386	27 左から 3列目	隠元隆起	誤記である。 (「隆起」)	3-(2)	
169	巻末3	表3	「国・都府県対照表」中、「廃藩置県」の「東京」「神奈川」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (222ページ図1「1871年11月の府県」に照らして、東京と神奈川の状況について誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 107-95		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	5	年表	「ペルシア戦争」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (紀元前1000年から前500年までの間におきた出来事であるかのように誤解する。)	3-(3)	
2	13	8 - 12	縄文文化が終末を迎えた紀元前10～前8世紀頃、朝鮮半島に近い九州北部で水田による稲作が開始され、…水稲耕作を基礎とする農耕文化が形成されてから、古墳がつくられるようになる3	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (同ページ側注4「弥生時代の始まりが従来の前5～前4世紀よりも数百年さかのぼるとされるが、さかのぼる年代の幅についてはまだ決着をみていない。」に照らして、水田稲作と弥生時代の始期をめぐる学	3-(3)	
			世紀半ばまでを弥生時代と呼び、 (9ページ1行目「弥生文化が始まる約2900～2400年前まで」、13ページ図「弥生時代のおもな遺跡」の凡例中、「	説状況について誤解する。)		
			弥生時代早期・前期(前10世紀～前4世紀)」も同様。)			
3	27	左上囲み	「倭王武の上表文」中、「③…(下図参照)」	誤記である。	3-(2)	
4	30	中写真	「土師器(上)と須恵器(右)」のキャプション中、「(豊田市郷土資料館蔵)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (所蔵者名)	3-(3)	
5	214	18	幕末(まくまつ)	誤記である。 (ルビ)	3-(2)	
6	261	図	「東アジアにおける列強の勢力圏」中、右下拡大図	生徒にとって理解し難い図である。 (塗色)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 107-96		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	5	年表	「ペルシア戦争」及び「アレクサンドロスの東方遠征」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (紀元前1000年から前500年までの間におきた出来事であるかのように誤解する。)	3-(3)	
2	11	4 - 6	紀元前10～前8世紀ころ、朝鮮半島に近い九州北部で水稲耕作が始まり、水稲耕作を基礎とする弥生文化が成立した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (12ページ左中囲み中、「弥生時代の始まりは早ければ紀元前10世紀にさかのぼるとい意見もある。」に照らして、水田耕作と弥生時代の始期をめぐる学説状況について誤解する。)	3-(3)	
			(同ページ9～11行目「紀元前10～前8世紀ころから紀元3世紀までの時期を弥生時代とよんでいる。」、同ページ図1「弥生時代のおもな遺跡」の凡例中「弥生時代早期・前期(前10世紀ごろ～前4世紀)」も同様。)			
3	24	写真14	「土師器(左)と須恵器(右)」のキャプション中、「右:…豊田市郷土資料館蔵」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (所蔵者名)	3-(3)	
4	44	6 - 7	皇族の土地である賜田	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「賜田」の意味)	3-(3)	
5	197	図13	「列強による中国進出」中、右下拡大図	生徒にとって理解し難い図である。 (塗色)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。